



2024年5月1日発行

## 安全データシート (SDS : Safety Data Sheet)

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称、品番 : タッチアップマーカー メープル/テンダーオーク、NZZZ257

供給者の会社名称 : 株式会社 LIXIL

住所 : 東京都品川区西品川一丁目1番1号

電話番号 : 0120-126-001

項目2以降は、2頁以降を参照

ID:1167-03

改訂日: 2024/03/27

## 安全データシート

## 1. 化学品等及び会社情報

化学品の名称: タッチアップマーカー78603  
製造会社名: 株式会社カズキ高分子  
住所: 島根県出雲市長浜町 849-4  
電話番号: 0853-28-2611  
ファックス番号: 0853-28-0280  
推奨用途: 筆記具  
緊急連絡先: 0853-28-2840

## 2. 危険有害性の要約

GHS 分類

**物理化学的危険性**

分類できないもしくは分類対象外

**健康に対する有害性**

発がん性 区分 2  
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1(呼吸器)

**環境に対する有害性**

水生環境有害性 短期 (急性) 分類できない  
水生環境有害性 長期 (慢性) 分類できない  
オゾン層への有害性 分類できない

GHS ラベル要素

絵表示(ピクトグラム) GHS08注意喚起語 危険危険有害性情報

H351 - 発がんのおそれの疑い

H372 - 長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器の障害

### 注意書き

#### [安全対策]

- P201 - 使用前に取扱説明書を入手すること。  
 P202 - 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 P260 - 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
 P264 - 取扱い後は手をよく洗うこと。  
 P270 - この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
 P280 - 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

#### [応急措置]

- P308 + P313 - ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。  
 P314 - 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。

#### [保管]

- P405 - 施錠して保管すること。

#### [廃棄]

- P501 - 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物（製品）の区別：混合物

成分及び濃度又は濃度範囲

物質名	濃度 (%)	CAS No.	化審法官報公示整理番号	安衛法	化管法管理番号
酸化チタン	29	13463-67-7	1-558	別表9の191	非該当
アクリル共重合体	10	N. R.	N. R.	非該当	非該当
樹脂	5	N. R.	N. R.	非該当	非該当
黄色顔料	2	N. R.	N. R.	非該当	非該当
水酸化アルミニウム	2	21645-51-2	1-17	非該当	非該当
ポリリアルキルシロキサン	<1	N. R.	N. R.	非該当	非該当
シリカ(非晶質)	<0.5	7631-86-9	1-548	非該当	非該当
増粘剤	<0.5	N. R.	N. R.	非該当	非該当
分散剤	<0.5	N. R.	N. R.	非該当	非該当
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	<0.5	112-34-5	2-422	政令番号 224 の 3	627

エチレングリコールモノ ブチルエーテル	<0.5	111-76-2	2-407	別表9の79	594
橙色顔料	<0.1	N. R.	N. R.	非該当	非該当
赤色顔料	<0.1	N. R.	N. R.	非該当	非該当
カーボンブラック	<0.1	1333-86-4	5-5222	別表9の403	非該当
防腐剤(1,2-ベンゾチアゾリン-3-オン)	<0.1	2634-33-5	9-1845	別表9の1914	非該当
水酸化アンモニウム	<0.1	1336-21-6	1-314	別表9の39	非該当
消泡剤	<0.1	N. R.	N. R.	非該当	非該当
水	残部	7732-18-5	-	対象外	非該当

N. R. None-Release.

#### 4. 応急措置

##### 吸入した場合

本人を風通しのよい場所に移動させ、保温・安静に努める。必要ならば人工呼吸、酸素吸入を行う。医師の診断を受ける。

##### 皮膚に付着した場合

汚染された衣類・靴等を脱がせ、水又は微温湯で流しながら、石鹼を使って皮膚をよく洗い流す。痛み、炎症があれば医師の処置を受ける。

##### 眼に入った場合

清浄な流水で15分以上洗眼した後、痛みが残る場合は直ちに眼科医の手当てを受ける。洗眼の際、瞼を指で開いて、瞼、眼球の隅々まで水がよくいきわたるように洗う。

##### 飲み込んだ場合

口をすすぎ、異物を取除き、医師の診断を受ける。意識のない被災者には口から何も与えてはならない。

##### 備考

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。

#### 5. 火災時の措置

適切な消火剤 粉末、炭酸ガス、乾燥砂、水

使ってはならない消火剤 情報なし

##### 消火方法

- ・指定の消火剤を用いて消火する。
- ・移動不可能な場合には容器及び周囲に散水して冷却する。
- ・速やかに容器を安全な場所に移す。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をする。
- ・適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけ  
ない。

### 環境に対する注意事項

漏出物が河川等へ流出しないように注意する。

封じ込め、浄化の方法及び機材 情報なし

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取り扱い\_技術的対策

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

### 取り扱い\_安全取扱注意事項

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は手をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

### 取り扱い\_接触回避

情報なし。

### 保管\_安全な保管条件

施錠して保管すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度 未定

管理濃度 未定

### 設備対策

取り扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

### 保護具

呼吸器の保護具 マスク

手の保護具 手袋

目の保護具 ゴーグル、防災面

皮膚及び身体の保護具 長靴、前掛け（作業の状況に適したもの）

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態：低粘性液体

色：ベージュ

臭い：無臭

融点・凝固点：0℃（水）

沸点又は初留点及び沸点範囲：100℃（水）

可燃性：なし

爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界：データなし

引火点：引火しない

自然発火点：発火しない

分解温度：データなし

pH (value)：データなし

動粘性率：データなし

溶解度：データなし

n-オクタノール／水分配係数（log値）：データなし

蒸気圧：データなし

密度及び／又は相対密度：1.36

相対ガス密度：データなし

粒子特性：非該当（液体）

## 10. 安定性及び反応性

化学的安定性 常温では安定。

避けるべき条件 強酸化性物質

混触危険物質 情報なし

危険有害な分解生成物 情報なし

## 11. 有害性情報

### 発がん性

酸化チタン(CAS番号:13463-67-7)が $\geq 1\%$ のため、区分2に該当。

危険有害性情報:H351 発がんのおそれの疑い

### 特定標的臓器毒性（反復ばく露）

酸化チタン(CAS番号:13463-67-7)が $\geq 10\%$ のため、区分1(呼吸器)に該当。

危険有害性情報:H372 長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器の障害

## 1 2. 環境影響情報

**水生環境有害性 短期（急性）**

分類できない

**水生環境有害性 長期（慢性）**

分類できない

**オゾン層への有害性**

データ不足のため分類できない

## 1 3. 廃棄上の注意

**環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報**

内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

**残余廃棄物**

廃製品・廃容器は産業廃棄物として処理する。

**汚染容器及び包装**

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 1 4. 輸送上の注意

**国際規制**

該当しない

**国内規制**

海上規制情報 情報なし

航空規制情報 情報なし

陸上規制情報 情報なし

## 1 5. 適用法令

**労働安全衛生法**

水酸化アンモニウム（CAS RN：1336-21-6）；ラベル表示・SDS交付義務対象物質（別表第9の39）【アンモニア】；特化則（第三類物質）【アンモニア】

エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）

（CAS RN：111-76-2）；ラベル表示・SDS交付義務対象物質（別表第9の79）【エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）】

カーボンブラック（CAS RN：1333-86-4）；ラベル表示・SDS交付義務対象物質（別表第9の130）【カーボンブラック】

酸化チタン（CAS RN：13463-67-7）；ラベル表示・SDS交付義務対象物質（別表第9の191）【酸化チタン（I V）】

ジエチレングリコールモノブチルエーテル【2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール】  
 (CAS RN : 112-34-5) ; ラベル表示・SDS交付義務対象物質 (別表第9の224の3) 【ジエチレングリコールモノブチルエーテル】 ; ラベル表示・SDS交付義務対象物質 (別表第9の224の4: 令和6年4月1日施行) 【ジエチレングリコールモノブチルエーテル】

#### 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)

エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)  
 (CAS RN : 111-76-2) ; 第一種 政令番号 (1-077) 管理番号 (594) 【エチレングリコールモノブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)】

ジエチレングリコールモノブチルエーテル【2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール】  
 (CAS RN : 112-34-5) ; 第一種 政令番号 (1-170) 管理番号 (627) 【ジエチレングリコールモノブチルエーテル】

#### その他の国内法令

エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)  
 (CAS RN : 111-76-2) ; 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第2条第4項) 【大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)】

ジエチレングリコールモノブチルエーテル【2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール】  
 (CAS RN : 112-34-5) ; 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第2条第4項) 【大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)】

水酸化アンモニウム (CAS RN : 1336-21-6) ; 水濁法・有害物質 (政令第2条第26号)  
 【アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物】

水酸化アルミニウム (CAS RN : 21645-51-2) ; 水濁法・指定物質 (政令第3条の3第44号) 【アルミニウム及びその化合物】

#### 16. その他の情報

本資料の記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、記載内容は新しい知見により改訂されることがあります。

また、特殊な取扱いの場合には、用途、用法に応じた安全対策の上ご使用下さい。

なお、本資料の記載内容は、情報提供であって補償するものではありません。